

The Seal Craftsmen of Edo and Circulation of the Seal

Mayumi Chiba

はじめに

近世社会においては、百姓や町人などの民衆に至るまでが家ごとに印を所持し、家の当主が文書へ押印することが基本となった。彼らが使用した印の模様や文字は、近世中期以降、次第に精緻なものとなり、専門の職人＝印判師が彫ったものになったと考えられる。筆者は江戸の印判師を事例として、関東の村々の百姓による印の購入について考察し、常陸国では、筑波郡上菅間村（現つくば市）の名主や茨城郡湊村（現ひたちなか市）の豪商が江戸両国吉川町の吉村金兵衛から、また茨城郡野口村（現常陸大宮市）の豪商が江戸日本橋四日市広小路の海老原喜兵衛から、すなわち江戸の印判師に印の製作を注文、購入していたことを明らかにした<sup>1</sup>。上菅間村の名主の場合、領主である旗本から呼び出されるなどで江戸へ出向いた時に印を注文、購入しており、また、村人たちの印を本人に代わって手配している様子もみられた。豪商の場合は江戸に支店を持つなど、江戸と直接的なつながりを持つことも多く、江戸の印判師からの購入は、彼らにとっては比較的容易であったことが考えられる。

江戸の印判師については、本学図書館所蔵文書中にも同様の史料が存在する。そこで本稿では、近世の下総国および常陸国の人々が使用する印を製作した印判師の史料を紹介し、彼らの存在形態について検討する。

一 印判師森田與七

茨城大学図書館所蔵の稲葉家文書<sup>2</sup>の中には、江戸馬喰町二丁目の印判師森田與七が差し出した、年未詳申七月一四日付の「覚」がある（史料1、写真1）。

〔史料1〕

覚

- |        |     |        |    |
|--------|-----|--------|----|
| 一 拾三匁  | 唐水牛 | 丸仕切判   | 壹ツ |
| 一 拾三匁  | 同   | 小判なり仕切 | 壹ツ |
| 一 拾匁   | 唐水牛 | 長箱判    | 三ツ |
| 一 三匁式分 | ツケ  | 金廻判長箱  | 式ツ |

一 式百文 桜名判 壹ツ

×三拾九匁五分

式百文

右之通り慥ニ受取候 「印」

申七月十四日

森田與七

下総屋内

御客様<sup>3</sup>

差出箇所に「森田與七」と書かれ、「江戸」「御印判師」「馬喰町二丁目 森田與七」とある長方形の印が押されている（写真2）。八つの印の代価、合計三九匁五分二〇〇文の受取書である。

受取書の宛先は「下総屋内御客様」とある。下総屋は江戸馬喰町の公事宿と考えられる<sup>4</sup>。公事宿は「郷宿」「百姓宿」とも呼ばれ、百姓が江戸で訴訟を行う場合の宿泊所であるが、宿泊所としてだけではなく、訴訟で提出する願書の代書、領主から村々への廻状の伝達、さらには年貢金上納の督促などを請け負うこともあった。公事宿には「得意先」ともいえる村があるなど、村と領主をつなぐ役割を果たす存在であった。

そして宛先内の「御客様」が稲葉家を指すものと考えられる。稲葉家は下総国豊田郡加養村（現下妻市）の名主を務め、醬油醸造や穀物売買などを行っており、また鬼怒川東岸、小貝川西岸の台地へ引水する江連用水の再興運動の中心的役割を果たした家である。稲葉家は下総屋を通じて印を注文し、下総屋は同じ馬喰町の印判師森田與七に製作を依頼、森田與七は出来上がった印の代価を受領して、この受取書を出したのである。なお、稲葉家文書にある多くの取引関係史料からは、稲葉家が公事宿の下総屋以外にも、多くの江戸の人々と関わりを

もっていたことが伺える。

さて、茨城県立歴史館所蔵の稲葉家文書<sup>5</sup>にも森田與七が差し出した、年末詳二月一日付の「おほへ（覚）」がある。こちらは水牛印一つの代銀、一〇匁の受取書で、宛先は「しもうさや（下総屋）御客様」である。文書に押されている森田與七の印は、茨城大学図書館所蔵文書とは若干異なることから、二点の文書の時期は異なっていると考えられる。稲葉家は下総屋を通じて、数度にわたって森田與七が製作した印を購入していたことが想定できる。

印判師森田與七の史料は、茨城県外でも確認できる。下野国安蘇郡下渋垂村（現栃木県足利市）の名主家文書には、森田與七が製作した印の包紙がある<sup>7</sup>。この包紙の内側には「重榮」「呈」と記され、それぞれの文字の押印がある。「重榮」と「呈」は別の印ではなく、一本の印の表と裏であろう。包紙には「重榮」のほかに、別の二字の印も押されているが、何か参考のためのものか、理由は不明である。さらに「土性大吉也」とも記される。印には一八世紀以降、二字の実名が彫られるようになることが多い。実名は、知識のある者が五行に基づいて判断することがあり、また印判師が判断することもあった。五行とは、万物は木・火・土・金・水の五つの要素からなるという中国古代からの思想、五行説に基づいたもので、ここでは実名の「重榮」の文字が、五行の「土性」の印として判断され、製作されたことを示している。

なお印判師は個々人が使用する印のみを製作していたわけではなかった。下総国葛飾郡幸谷村（現千葉県松戸市）では、嘉永元年（一八四八）に村内の福昌寺に隣接する観音堂の御開帳を行うにあたり、多くの人々を参詣に誘致するため観音の由来や靈験を記した略縁起を印刷、配布するなど積極的な宣伝を行っていたという。この時、村が版木製



写真2 森田與七の印



写真1 「覚」(茨城大学図書館所蔵 稲葉家文書 I -563)

作を依頼した先が森田與七であった。森田與七には、版木の彫り代銀一匁、紙代銀四五六文、摺り代銀一匁が村から支払われた<sup>8</sup>。

このように印判師が版木を製作することは多くあった。例えば文政七年(一八二四)刊『江戸買物独案内』に掲載された印判師の中には、「御板木師」「御印判板木細工所」の肩書きも持つ者がおり、また別に「板木彫刻所」でも、印を扱っていたことが示される。

印判師は、近世社会において所持が必須となった印や、版木の製作等を通じて、さまざまな地域の村々とながりを持つようになったといえるだろう。

## 二 印判師金子井兵衛

常陸国多賀郡平潟村(現北茨城市)の商家油屋(平潟後藤家)では、日本橋四日市広小路の印判師金子井兵衛から印を購入していたようである。油屋は屋号で、廻船問屋を営み、塩問屋を生業とする商家であった。

次の史料2・3は、一枚の包紙の中にあつた二点の文書で、印判師金子井兵衛が製作した印の授受に関するものである。

### 〔史料2〕

① 本文御兩人様仕切判之代、印判師方之受取書式通相添申上候間、何分宜敷奉願上候、以上

一筆啓上仕候、時分秋暑強曇候得共、先以其御地御家内様御揃益御壯健被遊御座、珍重之御儀奉賀候、然者毎々御荷物御積送り被成下、千万難有奉存候、扱先頃権現丸積荷屋平次郎様并二叶屋林

助様、右御兩人様御荷物等方仕切勘定致、右仕切殘金差贈り申上  
 茂存候得者、飛脚屋方ニ而當分金子之儀受取不申、無抛次第、右  
 故追々延引ニ相成、此段御兩人様江よろしく御伝言之程奉願上候、  
 扱又右船便り御書面江山本村小川屋勝之助様并ニ上松川村叶屋林  
 助様、右御兩人方御頼ニ付委細被仰越候、②御兩人様仕切判之儀、  
 則出來致候間、右印判師金子井兵衛封印之俣差贈り申上候間、御  
 地着夫々御兩人様方江御届ケ被下度奉願上候、且又当地も引統殊  
 之外荷物払底ニ御座候間、何卒御荷物相替被深山御積贈被成下  
 度奉願上候、仕切直段之義者幾重ニも相働、一際目立候様出情可  
 仕候間、乍憚各様方江右之趣宜敷御伝言之程偏ニ奉願上、先者右  
 申上度、如此御座候、恐惶謹言

七月廿八日

万屋重吉

油屋善三郎様

参人々御中

尚々時分柄相当時候御厭被遊候様 乍憚奉存候、且御家内様  
 方江宜敷御伝言之程奉願上候、以上<sup>10</sup>

（\*傍線部は筆者）

史料2は、江戸深川上木場の廻船問屋、万屋重吉から油屋へ出した  
 書状で、冒頭の文は追伸である。「本文御兩人様仕切判之代、印判師  
 方之受取書式通相添申上候間」とあり、書状の本文にある兩人の仕切  
 判の代金については、印判師からの受取書二通を添える、と書かれて  
 いる（傍線部①）。仕切判とは帳簿などの締め際に使用する印で

あろうか。史料2には、積荷仕切金の勘定について書かれているほか、  
 「御兩人様仕切判之儀、則出來致候間、右印判師金子井兵衛封印之俣  
 差贈り申上候間、御地着夫々御兩人様方江御届ケ被下置奉願上候」と  
 あり、山本村の小川屋勝之助および上松川村の叶屋林助から依頼され  
 た仕切判が出来たので、印判師金子井兵衛が封印したまま送る旨、ま  
 た本書状が着き次第、兩人へ届けて欲しい旨が書かれている（傍線部  
 ②）。山本村及び上松川村共に東白川郡（現福島県）の村であろう。  
 これらの村の人びとへの荷送りを、油屋が行っていたのである。江戸  
 から遠方であるという理由もあるだろうか。江戸へ直接行くこととな  
 い、または直接行くことができない者たちは、江戸とつながりのある  
 者へ依頼して印を入手していた。

〔史料3〕

覚

一 四匁五分

仕切判壹本

右之通槌ニ受取申上候

「印」

子七月廿一日

叶屋様<sup>11</sup>

史料3は仕切判一本を購入した上松川村の叶屋宛の受取書で（写真  
 3）、「印」部分には「御印判師」「日本橋四日市広小路 金子井兵衛」  
 と彫られた印が押されている。名前の上には「俳諧 點式 金銀 石  
 印 彫刻」とあるように、印判師はさまざまな種類の印を彫っていた  
 ことがわかる。そして、印以外の品も扱っていた。

印判師金子井兵衛の名は、明治三年（一八九〇）刊『東京買物独案内』<sup>12</sup>に掲載されているが、ここには「和洋木版物御好次第」すなわち、和・洋の木版物を希望通りに作るとある。『東京買物独案内』に掲載された印判師は、金子井兵衛を含めて一四名、このうち印肉を扱う者もいた。印肉を練る、あるいは練り直すものであり、印肉は赤だけではなく、青色や紫色などもあった。

前述した文政七年（一八二四）の『江戸買物独案内』に掲載された印判師も、さまざまな印や印肉のほか、銀札、眼鏡、鉄砲口薬入細工、磁石針、摺物なども扱っていたようである。印判師は細かい作業を行う技術を持っていたことで、こういった品も対象としていたことがわかる。このうち「銀札」は、諸藩が独自に発行した紙幣「藩札」とし

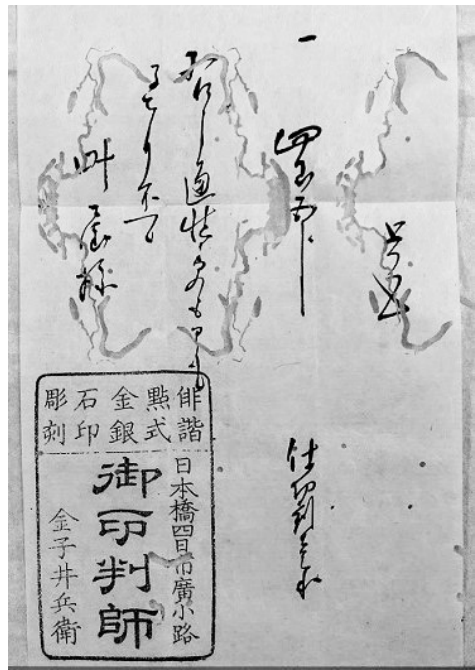


写真3 「覚」（個人蔵（茨城県立歴史館寄託）油屋（平湯後藤家）文書 1239-2）

ても知られるが、特に近世後期には印判師が製作した藩札が多くあったと考えられる<sup>13</sup>。

なお「はじめに」で触れた海老原喜兵衛も、金子井兵衛と同じ日本橋四日市広小路の印判師である。海老原喜兵衛の居宅として「坂本町植木店」と記された史料もあり<sup>14</sup>、『東京買物独案内』での金子井兵衛の住所が「日本橋区坂本町里俗植木店」とあることと一致する。両者が使用していた印の上部「俳諧 點式 金銀 石印 彫刻」の記載も酷似していることから、金子井兵衛と海老原喜兵衛の間に何らかの関係があるとも考えられるが、現時点では不明である<sup>15</sup>。

### 三 明治期の「印判職」

以上の事例が示すように、関東諸村の人々は江戸の印判師が製作した印を購入、使用していた。印判師は江戸にいたのであり、関東においては、江戸が印の生産の中心であったということになる。ところが明治以降になるとこの状況に変化がみられる。江戸だけではなく、全国各地で「印判職」が営業を開始し、印を製作する職人が増えていった。

この背景の一つに、明治六年（一八七三）七月の太政官布告があり、証書には爪印（親指の爪に墨を付けて文書に記す印）や花押（自署を簡略な形にしたもの。書判）ではなく、実印を用いること、また実印がないと裁判の証拠にならない、とされたことも大きく影響したようである<sup>16</sup>。この布告によって、それまで基本的には家の当主が使用していた印が、当主に限らず印を使用するようになり、印の需要が増し、印判職も増加したのである。

しかし初期の段階では、無許可で印判職の営業をしている者がいたとみられる。次の史料4は営業の調査に関するものである。



〔史料4〕

(表紙)

印判彫刻家業之者無御届ヶ控

筑波郡

上菅間村

第二大区三小区

筑波郡上菅間村

今般御達ニ付印判刻版木師營業之者取調候処、当村内右營業之者一切無御座候、此如御届奉申上候也

明治八年五月廿三日

右村

戸長

青木新平(印)

元新治県権令中山信安殿<sup>17</sup>

明治八年(一八七五)五月、新治県の役所からの達に対して回答したものである。上菅間村には印判師や版木師として営業を行っている者は一切いない、と戸長が答えている。村々でも印判を扱う者が現れ、営業には役所へ届出、許可を得ることが必要になったのである。次の史料5は印判職の営業願である。

〔史料5〕

印判職營業御願

真壁郡猫島村 第十八番地

西村久三郎

右者私義前書之營業仕度、尤御規則之通堅ク相守リ可申候間、何卒御聞濟被成下度、此如奉願候、以上

明治十五年八月十四日

右願人

西村久三郎

下妻警察署長 警部水野勝殿

前書相違無之ニ付奥印候也

右戸長

飯泉利藤治(印)

(朱書)

〔書面願之趣聞届候事

明治十五年八月十四日

下妻警察署長代理

巡查 佐藤左(印)<sup>18</sup>

明治十五年(一八八二)八月、真壁郡猫島村(現筑西市)の西村久三郎が印判職の營業をしたいということ、下妻警察署に願書を出した。願いは即日、認められている。明治になると、各地で印判職に就こうとする者がいたこと、そして警察署へ届け出た上で營業が認められていたことがわかる。

明治以降は、旧城下の水戸にも印判職がいたようである。上市泉町二丁目(現水戸市)の印判司天野篤次郎による、名刺ともいえる史料には、「東京牛込出店 茨城上市泉町二丁目」「逗留中応好彫刻」と印字されている<sup>19</sup>。さらに「五日之間」「大津西町すしや常吉方」との墨書が記されている。泉町の天野篤次郎が大津西町の鮎屋に滞在して、五日間、依頼に応じて印を製作していたのではないか。前述の油屋に

残る史料であることから、油屋方へ滞在を知らせたものであったかもしれない。東京にも出店している印判師が、各地域に自ら出向いて印を製作していた様子が伺える。

### おわりに

本学図書館を含め、県内に残る文書には、近世から近代にかけての印判師、印判職に関する史料が散見される。これらの史料から、本稿では下総国・常陸国の人々が使用する印を製作した印判師について紹介し、印判師の活動の一端について検討した。印判師についてはまったく史料が少なく、また、年代が不詳のものも多いため、個別の事例を検討することは難しいのが現状である。しかし、数は少ないながらも、同じ印判師の史料が遠く離れた地に残っていることもある。印判師あるいは製作した印を、広域の人々をつなぐものとしてとらえることも可能と考える。

なお、本稿は現在の茨城県域の村を事例としたため、関東を販売圏とする江戸の印判師について述べるのみとなった。江戸と共に近世ではいわゆる「三都」に位置付けられる京都・大坂の印判師については、彼らの周辺地域が販売圏となっていたようである。この点を含めた印の流通全体の検討については今後の課題とし、別稿で明らかにしたい。

(茨城大学教育学部社会科教育教室 令和元年八月三〇日受理)

- 1 千葉真由美「近世百姓の印と印判師―関東諸村落と江戸の印判師を事例として―」(『日本歴史』第八二二号、二〇一六年)。
- 2 茨城大学附属図書館所蔵稲葉家文書目録(一)～(五)(茨城大学附属図書館、一九八四～一九八八年)。約九、〇〇〇点が本学図書館に所蔵されている。
- 3 (年未詳) 申七月十四日「覚(申七・十四、江戸馬喰町印判師森田与七、印判五個代金請取、下総屋内御客様宛)」(茨城大学図書館所蔵稲葉家文書Ⅰ―五六三)。
- 4 河内八郎「史料解説」(『茨城大学附属図書館蔵稲葉家文書目録』(五)(茨城大学附属図書館、一九八八年)。
- 5 (年未詳) 二月二日「おぼへ(印判代金受取)」(茨城県立歴史館所蔵稲葉家文書2―一八五)。
- 6 茨城県立歴史館所蔵の稲葉家文書は約一二、〇〇〇点である。詳細は、茨城県立歴史館HP「史料利用の手引き」に掲載されている。
- 7 年未詳「(印影)(一三個の丸黒印、東榮呈)」(栃木県立文書館寄託小川大平家文書口八六一)。
- 8 渡辺尚志「殿様が三人いた村―葛飾郡幸谷村と関家の江戸時代―」(崙書房出版、二〇一七年)。
- 9 文政七年刊「江戸買物独案内」(早稲田大学古典籍総合データベース)。大坂で出版され、江戸の商店約二、六〇〇店を紹介、買い物物の便利とすることをうたって好評を博したといわれる。
- 10 (年未詳) 七月二日「(権現丸積藤屋平次郎様并叶屋林助様へ仕切残金の儀御伝言願の件・仕切判御届願の件等に付書状)」(個人蔵(茨城県立歴史館寄託) 油屋(平湯後藤家) 文書二二三九―一)。
- 11 (年未詳) 子七月二日「覚(仕切判壹本代金四兩五分受取)」(同右油屋(平湯後藤家) 文書二二三九―二)。

- 12 明治三三年刊『東京買物独案内』（国立国会図書館デジタルコレクション）。
- 13 近世初期からの由緒を持つ印判師の一人で、現在は石川県金沢市で経営をされている細字左平氏からの聞き取りによる。細字氏によれば、印判師には、良質の印肉を練るための技術も必要とのことである。
- 14 年未詳「（印鑑包紙）」（藤沢市文書館所蔵文書）。
- 15 なお金子井兵衛については、東京大学附属図書館所蔵田中芳男文庫の『摺拾帖』のうちにも、代金の受取書が確認できる。
- 16 明治六年七月五日「人民相互ノ証書ニハ必ス実印ヲ用井シム」（太政官布告第二三九号、国立国会図書館デジタルコレクション）。
- 17 明治八年五月二三日「印判彫刻家業之者無御届ケ控」（個人蔵（茨城県立歴史館寄託）青木喜大夫家文書五〇五）。
- 18 明治一五年八月一四日「印判職営業願」（個人蔵（茨城県立歴史館寄託）飯泉家文書一四七一）。
- 19（年未詳）「五日之間逗留中応好彫刻」（個人蔵（茨城県立歴史館寄託）油屋（平潟後藤家）文書三五九四）。